

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第11号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年3月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 法<u>第14条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録申請書)</p> <p>第3条 法<u>第12条</u>第1項の登録申請書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第2条 法<u>第10条</u>の規定により、神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(登録申請書)</p> <p>第3条 法<u>第11条</u>の規定により、登録を</p>

は、様式第2号によるものとする。

(登録の審査)

第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査、法第18条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令並びに法第19条第1項の規定による登録の取消しを行なうため必要があるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、様式第3号により速やかに行なうものとする。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による報告は、様式第4号により行うものとする。

(廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、様式第5号により行うものとする。

受けようとする者は、地方公共団体の設置するものにあつては様式第2号、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するものにあつては様式第3号による登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(登録要件の審査)

第4条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による登録の取消しに当たり、必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門機関の意見を徴することができる。

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出は、様式第4号により速やかに行なうものとする。ただし、法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録の軽微な変更については、当該年度の3月末日までに届け出るものとする。

(廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出は、その事由の生じた日から20日以内に様式第5号により行わなけれ

<p>(公示)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。</p> <p>(1) <u>法第11条</u>の規定による登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>法第15条第2項</u>の規定による変更登録をしたとき。</p> <p>(3) <u>法第19条第1項</u>の規定による登録の取消しをしたとき。</p> <p>(4) <u>法第20条第2項</u>の規定による登録を抹消したとき。</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p>(公示)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、必要な事項を、市公報に公示する。</p> <p>(1) <u>法第10条</u>の規定による登録をしたとき。</p> <p>(2) <u>法第13条第2項</u>の規定による変更登録をしたとき。</p> <p>(3) <u>法第14条第1項</u>の規定による登録の取消しをしたとき。</p> <p>(4) <u>法第15条第2項</u>の規定による登録を抹消したとき。</p>
--	---

様式1号から様式5号までを次のように定める。

様式第 1 号

(表)

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録	登録変更	登録変更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号 第 号		
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 住 所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

(裏)

摘 要
-----

様式第 2 号

博物館登録申請書

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第 3 号

博物館登録申請書変更届

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第 4 号

博物館運営状況報告書

年 月 日

神戸市教育委員会 宛

設置者

博物館法第 16 条の規定により、下記の資料を添えて報告します。

記

○提供する資料

博物館の運営状況を示す書類

1. 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
2. 職員への研修実績
3. 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業実績を示す書類
4. 博物館資料の目録（区分、数量等の概要）
5. 施設及び設備に関する書類（変更があったもののみ）

以上

様式第 5 号

博物館廃止届	
年 月 日	
神戸市教育委員会 宛	
設置者	
博物館法第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	



## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

2 施行日前にされた博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正前の博物館法第11条の登録の申請に係る審査及び処分については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第1号の規定は、施行日以後に登録する博物館登録原簿について適用し、同日前に登録される博物館登録原簿については、なお従前の例による。

4 改正後の様式第2号、様式第3号及び様式第5号の規定は、施行日以後にされる申請又は届出について適用し、同日前にされる申請又は届出については、なお従前の例による。